

鳥取県告示第727号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年2月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年12月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成23年12月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人親子支援hug

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

北垣 聰

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市永江826

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、子ども並びに親に対して、大山などの森林をフィールドとして、子育て、親育て及び自然環境に関する事業を行い、子どもの健全育成、育児不安の解消及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。